

第三期 新城市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年3月
新城市

1 計画の概要

◆ 背景

- 本市では、「子ども・子育て支援法」等の制定に先立ち、幼児期における教育・保育と地域の子育て支援の拡充や質の向上を図るため、平成 24 年 3 月に「新城版こども園制度基本計画」を策定し、同年 4 月から、従来の保育所を地域の子育て支援の拠点である「こども園」に改変しました。
- 平成 30 年 4 月には、国に先行して 3 歳以上児の基本保育料を無償化するなど、子育てしやすい環境の充実に取り組んできました。
- しかしながら、子どもの人口の減少が続き、こども園の利用が定員の半分以上となっている園が複数存在するなど、子どもたちの成長に欠かせない「集団の育ち」の維持が難しく、教育・保育ニーズが多様化する中、保育士不足などから、教育・保育サービス水準の維持も難しくなっています。
- また、施設の老朽化が進むこども園が多いことなどから、令和 6 年 7 月に「新城市こども園再編・整備計画」を策定し、持続可能で安全・安心な教育・保育環境を確保するための再編を推進しつつ、長期的な視点で保育施設の維持管理に関連する経費の縮減と平準化を図ることとしています。
- こうした中、こども園などにおける教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施を図るとともに、次世代育成支援対策を計画的に推進するため、「第三期新城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

◆ 位置づけ

- この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に定める市町村行動計画を含み、策定、推進するものです。
- 新城市の総合計画はもとより、地域福祉計画を上位計画とし、「新城版こども園制度基本計画」や「こども園再編・整備計画」、子どもの貧困対策計画（「こどもの未来応援事業計画」）、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画（「しんしろ健康づくり 21 計画」）、母子保健計画（「健やか親子」）、教育振興基本計画などの関連計画と整合や連携を図り、策定、推進します。

2 基本理念

- 子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくる力です。次代を担う子どもたちが、ここしんしろに生まれ、自然と愛情に満ちた環境の中で健やかにのびのび育ち、郷土・しんしろを愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体の力で子どもの健やかな成長を支援し、かつ、安心して子どもを生き育てられるよう、地域全体の力で子育てを支援するまちづくりをめざします。

すべての子どもが健やかに育ち、育まれるまち 山の湊しんしろ

3 基本目標と施策の方向

★ 基本目標Ⅰ 「子どもの育つ力」を育む

子どもは、本来、育てられるだけでなく、自分で考えて生きる力や自ら育つ力、力を合わせて行動する力などを持っています。そうした子どもが持つ力を最大限に引き出し、子どもが自立した若者へと成長し、意欲にあふれ、次代の地域の担い手となるように支援します。また、困難を抱える子どもには、その子に応じた必要な支援を行います。

施策Ⅰ 子どもの権利の尊重

- ◇ 子どもの権利について、広報「ほのか」やホームページ、SNS等のほか、「人権週間」（12月4～10日）等を通じ、啓発に取り組みます。
- ◇ 子どもが自らの権利や相互の権利を尊重し合えるよう、人権教育に取り組みます。
- ◇ こども園や学校、地域、関係機関が連携し、子どもの性被害防止やいじめの未然防止を図りつつ、早期の発見・対応により、子どもの権利を守ります。

施策Ⅱ 子どもが輝く育ちの推進

- ◇ 子どもとその保護者、それぞれのこころとこころがかよう育ちを推進します。
- ◇ 新たなことへの挑戦や失敗、再挑戦などの経験により、子どもが自ら育つ力と自信を持ち、生涯を生き抜く力を育みます。
- ◇ 子ども自ら、問題を発見し、対応策を見出して解決していく行動力を養う子ども主体の育ちを推進し、未来をつくる力を育みます。
- ◇ 安全・安心な教育環境の整備や教員の指導力の向上に取り組みます。

施策Ⅲ 子どもの健やかなこころとからだの成長の支援

- ◇ 「時を守り 早ね 早おき 朝ごはん」（新城共育12より）の普及を図り、規則正しい生活が確立できるよう、こころとからだの健康づくりを推進します。
- ◇ 食に関する知識と食を選択する力を習得し、こころとからだの健康づくりと豊かな人間形成が図られるよう、食育を推進します。
- ◇ 悩みを抱える子どもが相談しやすい環境をつくるなど、こころの健康づくりに取り組みます。

施策Ⅳ 様々な困難を抱える子どもへの支援

- ◇ 不登校やひきこもり、ヤングケアラー、貧困などの困難を抱える子どもやその保護者等が気軽に相談できる体制を整備するとともに、関係機関と連携して支援に取り組みます。
- ◇ 障がいのある子どももない子どもとともに学び、遊ぶことができるような環境づくりに努めるとともに、障がいのある子どもの発達段階に応じたきめ細かな支援と切れ目ない支援に取り組みます。
- ◇ 外国籍の子どもが日本語や生活習慣を学ぶ機会を提供するとともに、その保護者等も含め、気軽に相談できる体制を整備します。

施策Ⅴ 次代の地域の担い手育成

- ◇ 次代の地域の担い手として、世代のリレーができるよう、今の子どもたちが、将来、子どもを生み育てていくことの意義や親としての役割、いのちの大切さなどについての理解を深めます。

★ 基本目標Ⅱ 「子育て当事者の子どもを育む力」を支える

子育ての当事者は、その子を育てるという大切な役割を担う一方、子育てを通じて何物にも代えがたい喜びや幸せを感じることが出来ます。そうした子育ての楽しさを実感できるよう、子育て当事者の負担感や不安感、孤立感等を支えるため、教育・保育や保健・医療など、多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、子どもがその生まれ育った環境により、将来にわたって左右されることのないように支援します。

施策1 妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援

- ◇ こども家庭センターにおいて、児童福祉と母子保健の両面からの一体的な相談支援を行うとともに、本市が設置している「しんしろ助産所」や関係機関と連携し、妊娠前の健康管理に対する知識の普及や妊娠、出産、育児の切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ◇ 妊婦が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導等を行うとともに、一般不妊治療費の助成、妊婦のための支援給付金の交付により、経済的負担の軽減を図ります。
- ◇ 母親の産後の心身のケアと育児の支援に努めるとともに、母子が安心して過ごすことができるよう、健康診査や訪問指導、予防接種、医療費助成等を行います。

施策2 子育て支援サービス等の充実

- ◇ こども家庭センターにおける相談支援のほか、子育て支援センターにおける子育ての当事者同士の交流を通じ、子育てへの不安や孤立感の解消を図ります。
- ◇ こども園における教育・保育体制の確保に取り組むとともに、さらなるサービスの拡充と質の向上に努めます。
- ◇ 多様なニーズに対応できるよう、幼保連携型認定こども園の設置に向けて取り組みます。
- ◇ こども園再編・整備計画に基づき、こども園の再編や改修を計画的に進めます。
- ◇ 延長保育や一時預かり保育、病児保育などの提供体制の確保に努めます。
- ◇ 新都市子育て応援アプリにおける子育て情報の充実に努めるとともに、活用の促進を図ります。
- ◇ 子育て当事者の経済的な負担の軽減に努めるとともに、多子世帯等への支援に取り組みます。

施策3 ひとり親家庭等への支援

- ◇ ひとり親家庭等からの相談に対応する体制を確保するとともに、自立に向け、住居等の確保にかかる支援や就労支援等に取り組みます。
- ◇ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者とその子どもの相談に対応するとともに、一時保護や自立に向けた支援等に努めます。

施策4 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ◇ 現在の子どもの貧困を解消しつつ、将来の貧困の連鎖を断ち、すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、困窮状態にある家庭に対し、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援に取り組みます。
- ◇ 子どもの貧困がその保護者の責任の問題としてのみ捉えられることのないよう、正しい理解の啓発に努めます。

施策5 子育て意識の醸成と子どもへの虐待の防止

- ◇ 子育て当事者が子育てで喜びや幸せを実感できるような環境づくりを推進し、新都市で子育てをしたい、子育てをしてよかったと思われるようなまちづくりをめざします。
- ◇ 子育て意識の醸成や児童虐待の防止に向け、広報「ほのか」やホームページ、SNS等のほか、「児童虐待防止推進月間」（11月）等を通じ、啓発に取り組むとともに、地域や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・対応に努めます。

★ 基本目標Ⅲ 「地域の子育て力」を高める

核家族化の進展や地域への帰属意識の希薄化などから、地域全体で協働し、子どもの育ちや子育てを補完する取り組みが必要とされています。地域住民一人ひとりが生きがいや充実感を持ちながらそれぞれの責任を果たすとともに、人生の各段階に応じて多様な働き方や生き方が選択できる環境づくりを推進します。また、子どもを安心して生み育てるためには、安全・安心な生活環境の整備が必要です。子どもが安全に出かけ、遊び、学び、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策1 仕事と生活の調和の推進

- ◇ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図り、子育て時間の確保を促進します。
- ◇ 企業等に対し、女性が働きやすく活躍できる環境づくりや男女とも育児休業を取得しやすい環境づくりなどを働きかけることにより、共働き・共育てを推進します。
- ◇ 性別にかかわらず、多様な働き方や生き方が選択できるよう、学校教育や生涯教育において男女平等の啓発に取り組みます。

施策2 地域住民に対する子育て意識の醸成

- ◇ 地域住民に対し、子育て支援の重要性について関心と理解を深め、子育てに関わろうとする意識の醸成を図るとともに、子育て支援活動への参画を促進します。
- ◇ ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、提供体制の確保に努めます。

施策3 子どもの居場所づくり

- ◇ 子どもが自由に遊び、学ぶことができ、他の子どもや地域の様々な人とふれあうことができるよう、児童館や地域交流の場など、安全・安心な居場所の確保に取り組みます。
- ◇ 放課後児童クラブの受入体制の確保に努めるとともに、受入時間の拡大などサービスの拡充と質の向上に努めます。

施策4 安全・安心な環境の整備

- ◇ 交通事故や犯罪、ネット上のトラブルなどから子どもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。
- ◇ 子どもやその保護者等が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めます。
- ◇ 子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を推進します。

施策5 地域福祉の推進

- ◇ 地域住民自ら、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につながることができるよう、福祉意識の醸成や住民同士の交流の促進に取り組みます。
- ◇ 地域住民自ら解決することが困難な生活上の課題について、気軽に相談でき、的確な支援が受けられるよう、包括的な支援体制を充実するなど、地域福祉を支える体制づくりを推進します。
- ◇ 「新都市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の周知を図るとともに、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤福祉従事者や福祉事業者・団体の社会的評価の向上に取り組みます。

4 子ども・子育て支援事業の円滑な実施

◆ 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 子ども・子育て支援制度は、こども園などにおける教育・保育に関する「子ども・子育て支援給付」と市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に大別され、年度ごとの事業量の見込みとその確保方策等を計画し、それに基づき実施することとされています。
- 教育・保育へのニーズ（量の見込み）には対応（確保）できると考えます。

◇ 教育・保育（子ども・子育て支援給付）の量の見込みと確保方策 ◇

区分	1号	2号	3号				
	3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7年度	①子どもの推計人口(人)	648		144	149	160	
	②量の見込み(人)	161	451	10	62	98	
	③確保方策(人)	387	783	45	140	187	
	内 訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	—	—	6	7	9
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足(③-②)(人)	226	332	35	78	89	
利用率(②/①)(%)	24.8	69.6	6.9	41.6	61.3		
令和8年度	①子どもの推計人口(人)	573		136	151	153	
	②量の見込み(人)	142	399	9	63	94	
	③確保方策(人)	387	783	45	140	187	
	内 訳	特定教育・保育施設	387	783	39	133	178
		地域型保育事業	—	—	6	7	9
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足(③-②)(人)	245	384	36	77	93	
利用率(②/①)(%)	24.8	69.6	6.6	41.7	61.4		
令和9年度	①子どもの推計人口(人)	524		130	143	155	
	②量の見込み(人)	130	365	9	60	95	
	③確保方策(人)	324	666	42	117	158	
	内 訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	—	—	6	7	9
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足(③-②)(人)	194	301	33	57	63	
利用率(②/①)(%)	24.8	69.7	6.9	42.0	61.3		
令和10年度	①子どもの推計人口(人)	486		125	137	147	
	②量の見込み(人)	121	339	8	57	90	
	③確保方策(人)	324	666	42	117	158	
	内 訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	—	—	6	7	9
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足(③-②)(人)	203	327	34	60	68	
利用率(②/①)(%)	24.9	69.8	6.4	41.6	61.2		
令和11年度	①子どもの推計人口(人)	473		121	132	141	
	②量の見込み(人)	117	330	8	55	86	
	③確保方策(人)	324	666	42	117	158	
	内 訳	特定教育・保育施設	324	666	36	110	149
		地域型保育事業	—	—	6	7	9
		企業主導型保育事業	—	—	—	—	—
		認可外保育施設	—	—	—	—	—
	過不足(③-②)(人)	207	336	34	62	72	
利用率(②/①)(%)	24.7	69.8	6.6	41.7	61.0		

- 事業の利用等のニーズ（量の見込み）に対応（確保）できると見込まれますが、引き続き、提供体制の充実に努めます。
- 令和8年度から制度が開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度：こども園等に通っていない満3歳未満の子どもの短時間通園制度）については、利用ニーズ等を踏まえ、実施について検討します。

◇ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ◇

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	子育てコンシェルジュ	量の見込み(人)	1	1	1	1
		確保方策(人)	1	1	1	1
	こども家庭センター	量の見込み(か所)	1	1	1	1
		確保方策(か所)	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数(人)	145	140	135	130
	面談延回数(回)	435	420	405	390	375
②延長保育事業	量の見込み(人月)	27	27	27	27	27
	確保方策(人月)	27	27	27	27	27
③放課後児童クラブ	量の見込み(人)	654	615	575	534	483
	確保方策(人)	695	695	695	695	695
④子育て短期支援事業	量の見込み(人)	20	20	20	20	20
	確保方策(人)	120	120	120	120	120
⑤乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み(人)	144	136	130	125	121
	確保方策(人)	144	136	130	125	121
⑥養育支援訪問事業		量の見込み(人)	10	10	10	10
		確保方策(人)	10	10	10	10
	子育て世帯訪問支援事業(延べ数)	量の見込み(日)	100	100	100	100
		確保方策(日)	100	100	100	100
⑦子育て支援センター事業等(延べ数)	子育て支援センター	量の見込み(人)	32,567	29,965	28,160	26,474
		児童館	18,849	17,343	16,298	15,322
		児童館	13,718	12,622	11,862	11,152
	確保方策(人)	40,000	40,000	40,000	40,000	
⑧一時保育事業	量の見込み(人日)	10	10	10	10	
	確保方策(人日)	13	13	13	13	
⑨病児・病後児保育事業	量の見込み(人日)	1	1	1	1	
	確保方策(人日)	1	1	1	1	
⑩ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み(人)	180	180	180	180	
		就学前児童	70	70	70	70
		小学生	100	100	100	100
		中学生	10	10	10	10
	確保方策(人)	180	180	180	180	
⑪妊婦健康診査(延べ数)	量の見込み(件)	1,885	1,820	1,755	1,690	
	確保方策(件)	1,885	1,820	1,755	1,690	
⑫産後ケア事業	量の見込み(件)	80	80	80	80	
	確保方策(件)	80	80	80	80	

◆ 今後の取り組み

I 教育・保育（子ども・子育て支援給付）

- 「新城市こども園再編・整備計画」に基づき、施設の老朽化や耐震化も踏まえ、今後、入所人員が恒常的に20人を下回る場合、かつ、3歳以上児で10人以上の集団が確保できない場合は、再編を前提とした整備を検討することとし、「集団の育ち」と安全・安心の確保を図ります。
- すべての子どもが健やかに育つことができるよう、教育・保育に携わる保育士や幼稚園教諭等の確保と育成に努めます。
- 多様なニーズに対応できるよう、教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の設置に取り組みます。

II 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業については、子育てをしている親やこれから子どもを産み育てたいと考えている人が必要な情報を得られるよう、新城市子育て応援アプリや子育てガイドブック、広報紙などを活用し、情報提供に努めます。
- 妊婦等包括相談支援事業については、妊娠届出時や妊娠後期の面談、乳児全戸訪問の機会を活用し、情報提供や相談支援を行うとともに、必要な支援につなぎます。
- 放課後児童クラブについては、活動の充実に向け、民間（委託事業者）のノウハウの活用を図るとともに、支援員等の資質の向上に努めます。このほかに、子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室などの実施を検討します。
- 養育支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業については、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、必要な時期に利用できるよう、体制確保に努めます。
- 児童育成支援拠点事業（養育環境等の課題を抱える主に学齢期の子どもの居場所となる拠点を設置して必要な支援を行う事業）と親子関係形成支援事業（子育てに悩みや不安等を抱えている保護者とその児童等に、親子間における適切な関係性の構築を支援する事業）については、ニーズを踏まえつつ、実施について関係団体等と協議します。
- 産後ケア事業については、事業の周知を図るとともに、提供体制の充実に努めます。

発行年月 令和7年3月

発行・編集 新城市 健康福祉部 こども未来課
〒441-1392 新城市字東入船115番地
TEL 0536-23-7622
FAX 0536-23-7699